⑸　技術提案書を特定するための評価基準
ア　配置予定管理技術者の経験及び能力、配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績
イ　配置予定主任・担当技術者の同種又は類似業務の実績
ウ　業務実施方針・実施フロー・工程計画・その他、業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性
エ　特定テーマに対する技術提案
3　手続等
⑴　担当部局　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省大臣官房会計課契約係　ＴＥＬ03―3268―3111（内線20814）
⑵　説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成30年６月21日から平成30年７月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時30分から午後６時15分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
イ　交付場所　⑴に同じ。
ウ　交付の方法　紙媒体で手交する。
⑶　参加表明書の提出期限等
ア　提出期限　平成30年７月２日午後６時15分
イ　提出方法　電子調達システムにより提出する。紙見積合わせ方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
⑷　技術提案書の提出期限等
ア　提出期限　平成30年８月20日午後６時15分
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送等する。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除。
⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口上記３⑴に同じ。
⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahito Kojima, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense
⑶　Subject matter of the contact : JFY2018 Programing Work of Master Plan for Construction at JGSDF Camps
⑷　Time-limit to express interests : 6 : 15 P.M. 2 July 2018.
⑸　Time-limit for the submisson of proposals : 6 : 15 P.M. 20 August 2018.
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20814

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

候補地㉚基本構想等策定業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年6月21日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　小嶋　雅仁

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　候補地㉚基本構想等策定業務
⑵　業務内容　本業務は、候補地の基本構想等を策定するため資料収集整理の上、施設等に対する要求を関係者へヒアリングして取り纏め、施設の配置計画やインフラ整備計画などの検討を行うもの。
⑶　履行期限　平成31年３月29日
2　申請の時期
平成30年６月21日から平成30年７月２日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時30分から午後６時15分まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
なお、平成30年７月２日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（候補地㉚基本構想等策定業務設計共同体）」（以下「申請書」という。）は、平成30年６月21日から　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省大臣官房会計課契約係　電話03―3268―3111（内線20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及び審査
次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として地方防衛局に競争参加を希望していること。
ウ　地方防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成28年10月３日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）４⑵に該当しないものであること。
オ　防衛省競争参加資格において、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」または「建築」に係る防衛省競争参加資格で「A」の格付を受け、代表者以外の構成員については、「土木」または「建築」のいずれかで分担業務に係る防衛省競争参加資格で「A」の格付けの決定を受けた者の組合せであること。
カ　分担業務のうち「建築」を行う共同体構成員にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく、１級建築士事務所登録を有すること。
キ　その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
ウ　構成員の分担業務が土木又は建築のどちらか一方のみで構成されていないことが、共同体協定書で明らかであること。